



会 社 名 スズデン株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 鈴木 敏雄
(コード番号 7480 東証第二部)
問 合 せ 先 取締役上席執行役員
鈴木 茂
T E L 03-5689-8001

①品質リスク及び環境リスクについては、ISO9001・ISO14001に基づくマネジメントシステムに則ってリスクの現実化を予防するための管理を行うとともに、現実化したリスクに基づき損失が発生した場合には、損失を最小限度に留めるために必要な対応を行う。

②災害・情報セキュリティに係るリスク等、事業継続を阻害するリスクについては、早期に事業継続

マネジメント（BCM：Business Continuity Management）を構築してリスクの現実化を阻止するとともに、現実化したリスクに基づき損失が発生した場合には、損失を最小限度に留めるために必要な体制を整える。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

- ①当社は、経営と業務執行の分離及び責任と権限の明確化を図る観点から、執行役員制度を採用する。
取締役会は、経営戦略の創出及び業務執行の監督という本来の機能に特化し、執行役員が業務執行の責任と業績向上及び業務管理を担う。
執行役員の職務の担当範囲は取締役会にて定め、その責任と権限を明確にする。
- ②取締役会は、経営基本方針及び経営目標・予算を策定し、執行役員は、取締役会の策定した経営目標の達成に向けて職務を遂行する。取締役会は、定期的に執行役員の実績管理を行う。

5. 当会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①当社は、連結子会社の業務の適正を確保するため、担当部署に担当役員を配置し、社内規程に基づいて連結子会社を管理する。担当部署は、連結子会社の業務の状況を調査し、定期的にその結果を当社の取締役会に報告する。
- ②当社の内部監査室は、定期的に連結子会社の業務を監査し、その結果を当社の代表取締役及び取締役会に報告する。
- ③当社は、当社と連結子会社との取引条件（連結子会社間の取引条件含む）が、第三者との取引と比較して著しく不利益に、また恣意的にならないよう、必要に応じて会計監査人に確認する。

6. 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、監査役室を設置して専属の使用人を1名以上配置し、監査業務を補助する。

7. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役は、監査役室に属する使用人の人事に関して取締役と意見交換を行うものとし、取締役は、監査役の意見を尊重する。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役会への報告に関する体制

取締役、執行役員及び使用人は、監査役の求めに応じて会社の業務執行状況を報告する。
また取締役は、当企業集団に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは直ちに監査役会に報告する。

9. その他監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制

- ①常勤監査役は、取締役会に出席する他、執行役員会・役員部長会に出席し、経営・執行について重要情報の提供を受ける。
- ②監査役は、内部監査部門と緊密な関係を保つとともに、必要に応じて自ら監査を実施する。
また、監査上の重要課題等について代表取締役社長と意見交換を行う。
- ③監査役は、会計監査人と定期的に会合を持ち、意見及び情報の交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人に報告を求める。

以 上